



女子栄養大学

自己点検・評価報告書

2024 年度

目次

女子栄養大学における 2024 年度の自己点検・評価の概要	i ~ ii
基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 学生	2
基準 3. 教育課程	7
基準 4. 教員・職員	9
基準 5. 経営・管理と財務	1 1
基準 6. 内部質保証	1 3
基準 A. 社会連携・社会貢献	1 4

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程	1 5
○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制	1 9
○ 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領	2 1

女子栄養大学における 2024 年度自己点検・評価の概要

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2024 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2025 年 2 月 7 日開催）で決定した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（公社）日本高等教育評価機構（以下「評価機構」）が明示する基準項目及び評価の視点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、評価機構が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでになにをどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取り組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2024 年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組みについて点検・評価を行い、様々な工夫・改善を図っている。
- 今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と大学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。
- 本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制を確立していく。
- 社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2024年度 女子栄養大学大学 自己点検・評価

※(視点)の番号は、日本高等教育評価機構が設定している評価の視点。

基準1 使命・目的等				
基準項目 1-1 使命・目的及び教育目的の設定				
【目指す状態】 使命・目的は社会状況の変化や社会からの要請に的確に応えることのできる明確な内容である。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会状況の変化に対応し、見直しをもって見直しを行うことのできる仕組みになっているか。	1-1-④	第三期(2026－2030年度)中期計画の策定に向けて、法人所管の将来構想委員会で中期計画の策定スケジュール等を共有し検討している。教育研究の面では、中長期ビジョンの検討が進むよう、学長室会議において研究推進会議規程を策定し、施行まで取り運んだ。	第三期中期計画の策定を進める。将来構想委員会に教育・研究中期計画作業部会を置き、本学教育研究の中期ビジョンの確立を目指していく。	教育研究の中期ビジョンについて学長室会議と情報共有の上連携し、2025年度内に第三期中期計画を策定する。
基準項目1－2 使命・目的及び教育目的の反映				
【目指す状態】 学内外の共通理解が進む体制を整え、教育目的を実現するために教育研究組織を整備している。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学内外の理解・周知のための体制を整えているか。	1-2-①～④	学生に対しては式典等の機会を通じ、また学内に向けては年度初めや創立記念日の折に、学長から本学の目的を伝えている。 2024年6月にホームページをリニューアルするとともに、より迅速に必要な情報を公開できるよう、2025年度以降の学内体制を整えた。	新たに整備した学内体制の下、ホームページでの適切な情報公開・発信に努める。	2025年度より新たな学内体制の運用が始まるため、当面はその適切な維持・運営に努める。
②教育目的に照らして教育研究組織の設置状況は適切か。	1-2-⑤	・2026年度からの共学化・校名変更を踏まえ、学部学科構成の見直しのための会議体を発足させ、第三期中期計画との関連性について検討を行った。 ・学内の委員会等は開催状況の調査を実施し、その一部を整理統合したほか、再開への呼びかけ等を行った。	・学部学科構成の見直しは、2025年度早々に決定する方針に則り、以降の作業を進めていく。	・現状の学部学科構成における強みと弱みを評価し、社会の変化に即した教育内容の深化と、社会のニーズに応える人材育成の強化を図れるよう、2028年度に向けた検討を続ける。
【長所・特色】				
○建学の精神、使命及び目的は明確である。また、現状を踏まえた教育研究組織のあり方も、適宜見直している。				
【基準1 総括】				
○建学の精神のもとに教育研究の目的が明確に定められ、使命・目的に合致した教育研究組織が整えられている。 ○一人ひとりが自分自身で食を選択する時代となり、食に関する正しい知識を有し社会で活躍する人材を性別問わず養成していく必要性に鑑み、2026年度に向けて共学化を決定した。本学の使命と魅力を発揮できる将来像を第三期中期計画(2026-2030年度)の策定にあわせて明確にし、社会へ発信していく。				

基準2 学生				
基準項目2－1 学生の受入れ				
【目指す状態】 多様な学生を受け入れるために、入試選抜を工夫して実施し、適切な定員の設定及び適正な定員の管理を行っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を適切かつ公正に行う運営体制を整備し、検証を行っているか。	2-1-①～②	【学部】 ・アドミッションポリシーに沿った選抜を行っている。入学者選抜の基本方針は、入試委員会において、検討、調整し、入学者選抜を実施している。アドミッションポリシーを踏まえ、学力、適性、主体性などの評価項目により、公正に選抜を実施している。入学定員については、保健栄養学科栄養イノベーション専攻及び食文化栄養学科において充足することができなかった。 ・選抜結果は、当該年度終了後に入試広報課でとりまとめて入試委員会で報告し、次年度に向けた重点をおく取組みや改善・改定案などを提示し、検討を行っている。しかしながら、選抜結果を検証・分析する仕組みの検討には至らなかった。	【学部】 ・2026年度の学生確保に向けて、アドミッションポリシーに沿った更なる入学者選抜の定期的な見直し、ニーズへの対応、それらを踏まえた入試改革の検討を行い実施し、志願者の確保につなげてゆく。 ・選抜結果の検証と分析を行う仕組みについて継続して検討し、定員の確保と管理につなげる。	【学部】 ・入学者選抜については、定期的な見直しを行っている。 2026年度入学者選抜における選抜方法の見直しを行う。面接をより重視した選考方法とし、コミュニケーション能力、協調性、志望理由、将来の目標を確認することにより、本学の学びを理解し、将来に向けて学ぶ意欲を持った学生を確保する。 ・地域や高等学校との連携強化を図り、指定校枠の拡大を検討する。共学化に伴い、積極的に男子校へのアプローチを図る。 ・選抜結果を検証・分析する仕組みについては、2026年度入試結果に実施・適用できるよう継続して検討を行う。
		【大学院研究科】 入学試験で本学の英語試験と英語外部試験を利用した場合とで奨学金受給者の決定で不公平となる可能性も考慮し、文部科学省が出している英語外部試験の換算表を利用して本大学院の入試向けの換算表を作成し、入試の内規を改定して2024年度に行う入試で利用した。	【大学院研究科】 英語の試験やコースによる不公平がないか、経過を注視する。	【大学院研究科】 必要があれば専攻主任会議や諸問題検討委員会で改善策を再検討し、研究科委員会で改定する。

②すべての学科で入学定員に沿った受入れ数を維持しているか。	2-1-③	【学部】 ・入学定員の確保に向けて、保健栄養学科 栄養科学専攻から栄養イノベーション専攻への名称変更、その他栄養学部全体として広報の強化、入学者選抜の見直し、指定校の拡大ならびに共学化の認知について取り組んだ。 ・2025年度入試改革においては、総合型選抜の拡大と一般入試の見直し、栄大スカラシップ入試における宇都宮会場の設置や検定料無償化を実施し、志願者の確保に向けて取り組んだ。 ・広報活動においては、栄養イノベーション専攻、食文化栄養学科に特化したリーフレットの制作、オープンキャンパスにおける両学科、専攻の学科コーナーの配置の工夫など教員、学科と連携して魅力を発信するなど広報活動の強化を行った。 ・しかしながら栄養イノベーション専攻、食文化栄養学科の定員を充足することはできず、栄養学部全体の入学定員を確保する事ができなかった。	【学部】 ・2026年度入学定員の確保に重点を置いた対策に取り組んでいく。 ・変更後の名称である「日本栄養大学」の認知と理解を高める(建学の精神、教育内容、実績は継続し、更なる栄養学の進化と学びの充実をはかっていく) ・受験生のニーズが高まっている総合型選抜の見直しを行い、志願者の早期獲得を図る。 ・男子学生確保のための対策の検討(スポーツ栄養の広報強化、栄養イノベーション専攻の学びの魅力を発信) ・オープンキャンパスの企画・内容の見直しと充実。	【学部】 2026年度入学者の確保に向け、2025年度中に次の取り組みを実施する。 ・地方を含めた会場ガイダンスにおいて、入場者全員に配布する資料袋に新名称を入れ周知促進をはかる。 ・総合型選抜を見直し、学ぶ意欲を持った学生の確保に向けてより面接を重視し、コミュニケーション能力、協調性、志望理由、将来の目標を確認する等の工夫を行う。 ・総合型選抜2期(栄大スカラシップ)に地方会場を2会場から7会場に増設し受験しやすい環境を整える。 ・学校推薦型選抜(指定校推薦)に2期を新設し、栄養学を学びたい高校生に入学の機会を広げる。 ・校名変更を踏まえ、男子校へのアプローチを強化する。スポーツ栄養セミナーを通じた情報交換の継続、探究学習プログラムの提案、食品系の学び(食品開発や研究)などの広報を教員と連携し実施する。 ・オープンキャンパスについては、年間ベースでイベント内容や開催時期、対象学年、目的を明確にした実施計画を作成する。それに基づき、教職員、学生サポーターが連携し、効果的にオープンキャンパスを開催することにより、来場者を増やし志願者につなげる。
		【大学院研究科】 修士課程の入学定員は、両専攻を合わせて20名であるが、入学定員を下回る状況が続いている。	【大学院研究科】 ・入学定員の確保のためには、特に学部生からのストレート進学を促進を図ることが重要と考え、学部生の新学期ガイダンスや学部生向けの大学院説明会などを利用した意識づけの強化を検討する。	【大学院研究科】 ・専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会で説明会の実施日時や対象学年等について議論し、2025年度の進め方を検討するとともに、その状況を踏まえて2026年度の改善策を検討する。

基準項目2ー2 学修支援

【目指す状態】
学修支援の体制を適切に整備し、様々な学生の状況に応じた適切な支援を実施している。

〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科では、学修支援に関する方針のもと、適切な支援が実施されているか。	2-2-①～②	【学部】 ・学生の諸問題に対応する体制をふまえ、学科の実情及び個別の状況に応じ適切に判断・対応できている。また、緊急性が高いと判断されるものについての対応のフローを新たに整えた。 ・障害者基本法並びに障害者差別解消法に基づき規程を整備し、学生支援センターが稼働している。	【学部】 ・学生の個別情報の管理について、共有するメンバーについては、2025年度入学生より全学科で統一する。 ・障がい学生支援の合理的配慮の内容については関係機関で協議し実施する。	【学部】 ・各学科での対応事例を学科長会議で共有し、学生対応や保護者対応について引き続き2025年度末までに検討する。 ・支援体制やガイドブックは実情にあわせて調整、整備していく。
		【大学院研究科】 ・毎年度末に大学院生全員に実施してきた「授業や研究指導に関するアンケート」の結果に基づき、副指導教員制の導入について検討し、2025年度からの導入を決定した。 ・留学生に対して適宜、学修状況と困り事などを把握するヒアリングを行ってきた結果を踏まえて、2024年度のAタイプセミナーで日本語と英語を併用することとした。	【大学院研究科】 ・副指導教員制とあわせて導入した研究計画書の記入を含め、2025年度の新入生から円滑に進むように配慮しながら運用を開始する。 ・留学生の言語の壁を少しでも低くするために、授業時での英語の併用など、さらなる学修支援に関する方針と方法を検討する。	【大学院研究科】 ・副指導教員制の導入にあたって問題は生じていないか、情報収集に努めるとともに、大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会、専攻主任会議で議論する。

基準項目2ー3 キャリア支援

【目指す状態】
キャリア支援を行う体制のもと、学生の進路に関する様々な支援を実施し、学生が希望の進路に進んでいる。

〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会的・職業的自立に関する支援が充実し、学生が希望の進路に進めているか。	2-3-①	1.低学年向けの講座、イベントの充実 2.就職決定率及び満足度の向上 〈学科専攻〉 〈就職率〉 〈満足度〉 ※()内対前年比 実践栄養学科 99.5%(−0.5%) 92.0%(+3.5%) 栄養科学専攻 100.0%(0.0%) 93.3%(+3.2%) 保健養護専攻 98.1%(−0.5%) 96.2%(+27.7%) 食文化栄養学科 100.0%(0.0%) 82.8%(−6.5%) 全体 99.6%(−0.2%) 90.9%(+3.6%) 3.キャリア形成支援の強化 4.外部アセスメントテスト等を活用したデータに基づく的確かつ具体的な支援 5.学生の学業スケジュールに沿った就職支援イベントの実施	1.キャリア授業(共通特論Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)の改善、担当講師との接点を増やししながら学生の現状を踏まえた取組みを強化していく。 2.低学年対象の公開情報を増やし、将来の進路への関心、キャリアに関する意識の醸成を図る。 3.1,3年次に実施した外部アセスメントを活用し性格傾向や長短所、関心事 を参考にデータに基づく個々への進 路支援に役立てる。 4.対面を優先にしつつもオンラインによる講座開催を活用する。また、空き時間を精査し、出来るだけ参加し易いカジュアルな雰囲気を経営的に模索していく。	1.キャリア授業において、1年次から2年次になる段階で減少する傾向にあり、継続しての参加を促す。掲示物やメール、LINEなどによる案内のほか、就職委員会を中心に教員への協力を得て必要により授業等でのアナウンスを依頼する。 2.従来型の就職支援講座のほか、より職業に対する意識付けを図るために、求人先を始めとする食品関連企業や業界団体の協力のもと実社会を 実感できるイベントを全学年対象に増やす。 3.過去のアセスメント結果を利用して、卒業生の傾向を分析し、学生支援の際に活用する。 4. 昼休み時間の更なる有効活用。学生の利便性を考慮し、開催場所も学生ホールを会場とした短時間のミニイベントを増強する。 以上、2025年度中に実施し、成果を分析することで、今後のより良い支援に繋げる。

基準項目2ー4 学生サービス				
【目指す状態】 学生が安定した学生生活を送ることができるよう、学生の相談に応じる体制のもと、必要な支援を実施している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生の健康面、人間関係面、経済面など様々な状況に応じて、適切な支援を実施しているか。	2-4-①	1.クラス担任制度 学生生活上の課題について気軽にクラス担任に相談できる体制を取っている。 2. 学生生活委員会 学生生活委員会は大学学生部長を議長とし、学科長・専攻学科長・クラス担任代表・坂戸教務学生部長等で構成し学生生活に係る諸問題の把握・調整・環境整備・改善指導を協議している。 3.学生相談室等 臨床心理士2名、公認心理師2名が週3～4回開室 4.奨学金の案内 JASSO奨学金を中心に学内外奨学金の案内・申請の支援をしている。	1・2.学生個々の状況を把握し、学内関連部署と迅速に連携できる手順を整備、周知し、単独対応を回避する。 3.気軽に利用できる施設となるよう広報する。また、相談が当該部署に滞留することなく、解消改善のアクションに繋げていくしくみを整備する。 4.学内外奨学金、授業料減免制度などの周知、学費納入に向けた活用方法を案内する。	1・2.学内ポータルサイト上で学生の情報を収集、関連部署での共有の迅速化を図る。「学生諸問題への対応」フローについて緊急対応も含め、定期的に教職員へ案内することで、組織としての対応を可能にする。 3.学生相談室、保健センター、学生支援センター、学生生活課等関連部署での連携を強化し、適切な対応を実現する。 4.現行の掲示・メール配信以外の有用な周知方法について検討する。
基準項目2ー5 学修環境の整備				
【目指す状態】 教育研究活動を推進するための学修環境を計画的に整備し、快適で利用しやすい環境を維持している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①施設・設備、ICT環境について、整備や管理を適切に行っているか。	2-5-① 2-5-③	(施設・設備) 法定検査及び日常点検等に基づき施設状況を把握し、施設の良好な環境維持とともに、学校運営方針を踏まえ、財務部局等と連携した施設整備に努めた。	(施設・設備) 厳しい財務状況に鑑み、効果的かつ効率的な執行に努めつつ、専門的視点を持つ協力業者を有効に活用した保全を行う。	(施設・設備) 2026年度からの共学化に必要な施設改修を2025年度内に執行する。また、老朽化した施設を適切に管理するため、2027年度を目途とした保全計画を策定する。
		(ICT環境) 昨年度の改善計画に従い、パソコン20台を駒込キャンパスに移設し、現在は実習室及び授業外で使用するフリースペースには、合計319台のパソコンを設置している。これらの設備は概ね5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンス、また脆弱性への緊急対応などを実施し、安定稼働に努めている。 フリースペースにはプリンターと複合機を各2台配置している。設置しているパソコンだけでなく、個人のパソコンやタブレット、スマートフォンからも学内無線LANを介して無料で印刷することができる環境を提供している。フリースペースの複合機2台は、通常の印刷に加えて紙媒体の電子化(スキャナー機能)及び無料のコピーサービスを提供している。 無線LAN環境は坂戸キャンパスのほぼ全域で接続が可能となっており、機器の寿命やサポート期間を考慮して定期的に更新を行っている。	(ICT環境) パソコン環境については定期的なメンテナンス及び機器の更新を行っていることもあり、特に問題はない。 ネットワーク環境については、2023年度より開始したiPad必携化により、2026年度まで無線LANに接続するデバイスが毎年約500台ずつ接続台数が増加することになる。無線LAN環境は全てWi-Fi 6対応となり処理性能が大幅に向上したが、iPadの必携化に伴う台数の増加によりネットワークの負荷が増大するため、引き続きボトルネックの解消に努める。	(ICT環境) 無線LAN環境について、2024年度に89基を処理能力の高い機種に交換したが、継続して通信状況の監視、ボトルネックの発見及び解消に努める。 インターネット接続回線について、2025年度に現在の1Gbpsから10Gbpsに変更する予定である。しかしながらファイアウォールの10Gbps対応は2026年度を予定しているため、複数年にまたがる計画となる。 フリースペースのパソコン118台については更新を1年延期したため、2025年度中に更新を終える。その際には台数を調整し、1人当たりのスペースを広めにとれるよう工夫する。
②図書館、学術情報サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	2-5-②	1.電子書籍については、啓発の機会の増加や利便性を高める観点から、新規購入の紹介や新たなコーナーの設置など、新規の取り組みも含めた活動を実施した。2024年10月にはデータベースガイダンスでの「電子書籍の使い方」コースを新設した。 2. 老朽化に伴う対応は随時もしくは部分的な対応となっている。具体的には空調機の不具合発生への対応、背もたれが劣化した椅子の一部入れ替えを行った。	1.電子書籍の利用促進(アクセス数の増加)に向けた新たな取り組みを実施する。 2. 空調機については不具合の根本的な解決には至っておらず、学修環境として度々支障が生じている。机や椅子の劣化も進んでおり、関係部署と共同して、設備全体の見直しについて調整を行う。	1.学生図書委員(1.2年生)に「電子書籍の使い方」ガイダンスを受講し、メンターの役割を担ってもらう取り組みを2025年度中に実施する。 2. 老朽化に伴う整備計画の方向性について、2025年度中に、関係部署との調整を行う。

基準項目2－6 学生の意見・要望への対応				
【目指す状態】 学修支援や学修環境に関して、学生の意見・要望をくみ上げる仕組みが機能し、支援や環境の整備に利用されている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生の意見・要望をくみあげる仕組みがあり、支援や環境の整備に反映させているか。	2-6-①～③	【学部】 1.学生ヒアリング調査 年2回実施、前期2・3年生対象、後期1・4年生対象 2.学生意見箱「KOE」 メール投稿からForms形式に変更し稼働中 3.文部科学省全国学生調査 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中教審）の提言により、「全国学生調査」2024年度試行版に参加した。	【学部】 1.年2回実施、広く対象者を選出する。 2.学生が利用しやすい投稿方法に改善した。 今後も速やかな回答（応答）により、満足度の向上、継続した運営に繋げていく。 3.2024年度の試行版に続き、2025年度も参加する。	【学部】 1.対象者の成績・出身・活動など偏りがないように配慮し、収集した意見・要望は学内で共有し改善に繋げる。 2.投稿方法を一新したことで、有用な意見投稿から改善に繋がった例もある。引き続き活用していく。 3.回答内容の活用方法を検討する。
		【大学院研究科】 「授業や研究指導に関するアンケート」で得られた様々な意見・要望を大学院担当教員と共有し、改善を進めてきた。	【大学院研究科】 ・学年などの情報を求めないことなどにより個人が特定されることがないように配慮しながら「授業や研究指導に関するアンケート」を継続し、意見・要望をくみ上げ配慮できるよう取り組んでいく。	【大学院研究科】 ・「授業や研究指導に関するアンケート」を継続するとともに、専攻主任会議などで必要に応じて内容や実施方法を検討し、意見・要望をくみ上げ配慮していくシステムを完成させる。
【長所・特色】 ○大学に対する学生からの要望や、学生個人からの相談に対応できるよう、体制の整備に努めている。 ○大学院生の意見・要望などに基づき、副指導教員制の導入をはじめとする支援体制や入試の改善に努めている。 ○卒業後の進路について、初年時から関心を持たせる機会を提供し、希望する進路の実現に向けた支援を実施している。 ○安全性にも配慮してICT環境を整えとともに、タブレット端末を使用した授業方法に対応できるよう、設備の充実に努めている。				
【基準2 総括】 ○多様な入試選抜方式により、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れ、教職員の協働による丁寧な指導・支援体制を構築するとともに、施設・設備等の学修環境も適切に整備している。 ○一部の学科及び研究科専攻の入学定員未充足が続き、2025年度は学部全体でも入学定員を確保できなかった。引き続き法人・大学が一体となった入試広報改革に取り組む。 ○学生の多様化に伴い、引き続き意見・要望のくみ上げに努めるとともに、様々な理由で修学困難な学生への支援体制を構築していく。				

基準3 教育課程				
基準項目3－1 単位認定、卒業認定、修了認定				
【目指す状態】 ディプロマポリシーを踏まえ、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①単位制度の趣旨に沿って、各種取組み（シラバス、CAP制、GPAなど）が適切に機能する仕組みになっているか。	3-1-①～③	・授業のふり返りの入力の徹底に努め、適切な情報によって予習・復習の時間や指示した課題等への取組み状況を把握・検証できるようにした。検証は教員個々のレベルにとどまっている。 ・基礎・教養科目について、2025年度入学生から現状の24単位から12単位にスリム化を行う。 ・一年間の上限単位数を適正化できるように、2025年度入学生から、栄養イノベーション専攻・保健養護専攻について見直しを行う。 ・夏期及び春期の実験・実習の集中開講授業を見直し、2025年度の時間割を編成する。	・履修科目全体での事前事後学修の負担量が過剰であるため、学部長より各学科長に軽減に向けて学科内で調整し、配慮するよう依頼をしており、現状把握に努める。	・学生の取組み状況を、学科レベルで把握・検証できる体制を整えられるよう、2025年度末までに学科長会議で論議する。
基準項目3－2 教育課程及び教授方法				
【目指す状態】 栄養学の学問体系を明確にし、栄養学部・栄養学研究科の特徴を生み出す教育課程の編成を行い、学生の主体的学びを引き出す効果的な教育を行うために様々な方法に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科としてのまとまりをもって、各学科・専攻の教育課程を編成しているか。	3-2-①～③	【学部】 ・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、栄養学部及び学科・専攻の特徴を明確にするための一体的な見直しを行い、2025年度入学生から変更する。 ・学生の「e-ポートフォリオ」を用いた授業の振り返りの入力について、教員の働きかけを学科長会議で徹底した。	【学部】 ・学生には、授業の振り返りの結果と科目担当教員からのメッセージの確認・活用方法について、周知徹底する。	【学部】 ・学生には、科目担当教員からの働きかけと並行し、2025年度前・後期に学部教務課より入力をメールで促す。
		【大学院研究科】 ・各専攻ごとにカリキュラム・ポリシーに対応し、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程を編成している。 ・しかし、栄養学研究科としてのまとまりをもった教育課程の編成は十分に検討されているとはいえない。そこで、栄養学専攻、保健学専攻において共に必修となっている類似の重要科目の内容、実施方法、単位配分について見直しを行い、両専攻における学修内容の均一化を図ると共に、同一のディプロマポリシー達成のための重要科目としての位置づけの整理と確認を実施した。	【大学院研究科】 ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、研究科として1つなので、栄養学研究科としてまとまりのある教育課程の編成について検討する。 ・専攻・コース毎の到達目標であるミドルレベル・ディプロマポリシーについても検討する。	【大学院研究科】 ・2026年度からの運用を目標として、専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会及び大学院研究科委員会で、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの研究科全体の統一性やミドルレベル・ディプロマポリシーについて論議する。

②学部あるいは研究科として、学生の主体的学びを引き出す教育課程の編成、教授方法の工夫に、取り組んでいるか。	3-2-④～⑤	【学部】 ・効果的な教育を行うため、新たに学修到達度の評価基準（ルーブリック）の作成に関するFD研修を実施した。また、FD研修の録画を、オンデマンド視聴できる体制を整えた。 ・ティーチング・ポートフォリオの作成について、学部長・FD委員会委員長の連名で促し、前年を越える提出があった。	【学部】 学修到達度の評価基準（ルーブリック）について学生に開示できるよう、FD研修を継続し、検討する。	【学部】 ・2025年度中に実態をもとに検討を行うことのできる体制を整えられるよう、学科長会議で論議する。
		【大学院研究科】 ・学生の主体的学びの場である総合演習と専門演習の実施方法や理解度などに、教員間で大きな違いがみられた。そこで、それらの位置づけや実施方法を議論し、総合演習の実施方法を変更するとともに、専門演習について履修要綱で明記した。 ・効果的な教育を行うための教授方法の工夫は、個々の教員に任されており、研究科としての方針を伴う取り組みは行っていない。	【大学院研究科】 ・総合演習や専門演習の実施状況を注視し、課題を抽出する。 ・大学院として効果的な教育を行うための教授方法の必要性について検討する。	【大学院研究科】 ・総合演習や専門演習の実施状況を踏まえ、専攻主任会議や大学院研究科委員会、及び大学院諸問題検討委員会で、さらなる改善策を論議する。
基準項目3－3 学修成果の点検・評価				
【目指す状態】 学修成果に関し、様々な点検・評価方法を通して、総合的に評価・改善を行う仕組みを有し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科として、学修成果の点検・評価を確実に実施しているか。	3-3-①～②	【学部】 ・教育課程の編成を論議した結果、2025年度入学生カリキュラムの見直しを行う。 ・3ポリシーの検討・見直しを行い、2025年度入学生から変更する。 ・学生に対して、サマリーシートが存在やその活用方法を周知できていない。	【学部】 ・学生自身が「e-ポートフォリオ」から成績発表のタイミングで年度2回「GPAの分布状況」、「学修自己評価とGPAの比較」の2種類のサマリーシートをダウンロードすることができるが、授業の振り返りの入力時に工夫する。	【学部】 ・教育課程の編成や3ポリシーの検証を2025年度も継続して行う。 ・学生に対して、サマリーシートが存在やその活用方法を2025年度の新学期ガイダンス時に周知する。
		【大学院研究科】 ・「授業や研究指導に関するアンケート」により、大学院生の自己申告による学修の達成度を把握しているが、研究科としての学修成果の点検・評価の仕組みはない。	【大学院研究科】 ・研究科として、3ポリシー及びミドルレベル・ディプロマポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用の仕組みを整える。	【大学院研究科】 ・ミドルレベル・ディプロマポリシーを踏まえた点検・評価方法について、専攻主任会議や大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で議論する。
【長所・特色】				
○栄養学部では、修得単位や卒業・資格要件について、毎学期の成績発表後に学生と共に担任教員も確認し、学修指導を行っている。 ○大学院では、ディプロマ・ポリシーの見直しに基づき、大学院全体としての効果的な教育や学習成果の点検・評価の改善にまで繋げる仕組みづくりに取り組んでいる。				
【基準3 総括】				
○教育の質を維持するために、教育課程の適切な編成と、学生の主体的学びを引き出すための様々な工夫を行い、学生の学修状況について点検・評価を実施している。 ○社会状況の変化や多様化・複雑化する学生の特性を踏まえ、本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と、学修成果の点検・評価の結果をもとに教育内容・方法の改善を行うことのできる仕組みを構築していく。				

基準4 教員・職員				
基準項目4－1 教学マネジメントの機能性				
【目指す状態】 教学マネジメント体制の構築により、大学の意志決定のプロセスが共有化され、関係者及び会議体がそれぞれに責務と役割を果たしながら、適切に運営を行っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教学マネジメント体制を整備し、適切に運営を行っているか。	4-1-①～③	学長を議長とする会議体として学長室会議を置き、月例で開催することにより、教学マネジメントが適切に働くよう整備している。2026年度に向けた教学に関する運営方針をまとめ、教授会・研究科委員会に提示した。	提示した運営方針に対する教授会・研究科委員会からの回答を学長室会議において確認し、必要に応じて調整を図る。	2025年秋頃を目途に、学長室会議から教授会・研究科委員会に対して、教育プログラムの指針となるよう、2027年度の教学に関する運営方針を提示する。
基準項目4－2 教員の配置・職能開発等				
【目指す状態】 教育目的を実現するため、将来的な見通しをもって、適切に教員組織を編成し、教員の資質向上に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①適切に教員組織を編成し、教員の資質向上に取り組んでいるか。	4-2-①～②	【学部】 ・教育力及び研究力の平準化と公平性の一層の明確化を期し、昇任人事における研究業績等の基準と選考体制を見直し、2025年4月任用に向けて選考した。また、教員研究グループについても見直しを完了した。 ・2023年度の改善計画に則って全教員を対象にアンケート調査を実施し、2024年度のFD研修会は内容構成を充分検討した上で開催した。	【学部】 ・教員人事について、会議体の整理を行うとともに、法人側の見解を織り込めるよう、一部会議体のメンバーを調整する。 ・年間のFD研修会実施計画を基本とするが、対応が急がれる事項が生じた際には柔軟な対応を行う。また、必要、希望が多い企画は連続開催も視野に入れる。	【学部】 ・会議体の整理は2025年度中に規程を整備し、新たな体制での検討を開始する。 ・教員へのアンケート調査実施に合わせて2025年度からは教務学生部職員間で抱えている学生状況をFD運営員会と共有して実施計画立案に繋げる。
		【大学院研究科】 ・2023年度に決めた大学院担当教員基準に基づき、担当教員の増員を図っている。	【大学院研究科】 ・大学院担当教員基準に基づいた採用の課題の整理と解決策の検討を行う。	【大学院研究科】 ・専攻主任会議や大学院諸問題検討委員会及び大学院研究科委員会で検討を行う。

基準項目4－3 職員の研修				
【目指す状態】 大学運営を適切かつ効果的に行うために、様々な方策を通して、職員の意欲及び資質向上を図っている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①大学運営に関わる職員の資質向上に組織的に取り組んでいるか。	4-3-①	・SD研修では、教育・研究活動や組織の運営・管理に必要な知識と能力を備えた人材の育成を基本目標としている。2024年度は3つの研修を計画し、そのうち基礎的研修として「ハラスメント防止研修（アンガーマネジメント研修）」を、業務別研修では「情報セキュリティ研修」を実施した。 ・「人材育成の目標とSD研修体系」は、職員に提示できる状況に整備した。 ・職員採用規程については、就業規則の一部として掲載されているため、内規である「職員の人事異動に関する取扱基準規程」の見直しを行った。 ・職員昇格試験規程については、規程を作成し、管理職（課長代理）への昇格試験を2024年度に実施した。	・SD研修については、研修参加者のフィードバックを基に研修内容等の見直しを行い、研修体系（基礎的研修、階層別研修、業務別研修）に即した研修を計画する。 ・職員の採用については、就業規則に採用方法を明記し、職員採用の明確化を図る。 ・職員の人事計画については、大学の中長期的な目標や戦略に基づいて、人材を適切に配置する。 ・昇格試験については、受験者のフィードバックを基に運営方法等の見直しを行い改善を図る。	・SD研修については、2025年度中に「人材育成の目標とSD研修体系」を見直し、規程集に掲載する。また、2026年4月末までに「SD研修年次計画（具体的な研修スケジュールと内容）」を学内ポータルサイトに掲載する。 ・職員の採用については、職員採用を明確にするため、2025年度中に就業規則を改定し、職員に提示する。 ・昇格試験については、2025年9月末までに試験内容等を見直し、実施に向けての準備を行う。
基準項目4－4 研究支援				
【目指す状態】 大学としての研究に対する基本的考えのもと、研究環境を整備し、栄養学の研究成果を社会に還元している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①研究活動を支援する環境を適切に整備しているか、	4-4-①～③	研究推進・評価会議で様式を決定した「行動目標申請書」を配布し、締め切りまで2カ月を確保した結果、90.1%の回収率であった。提出時点では公的研究費申請の予定の有無の把握程度に留まった。	研究計画については、本学の建学の精神や研究課題設定の社会的背景など研究の意義を記述させるよう設定した。	2025年度に提出を求める「達成状況の自己評価」の回収を以って最初のクールが終わるので、結果を確認の上、必要な際は変更を検討する。
【長所・特色】				
○限られた教職員数の中で、それぞれの責務と役割を確認し合いながら、体制づくりを進めている。 ○大学院担当教員の増員に向け、採用の課題の解決を進めることを検討している。				
【基準4 総括】				
○教員と職員の協働により効果的な大学運営が行えるよう、教学マネジメント体制を構築する一方で、資質・能力開発のための各種取組みの充実を図る。 ○現状や研究者（教員）の意向を踏まえ、教学と法人が協力し、全学的に取り組む体制を構築した。研究活動のための適切な支援を推進していく。				

基準5 経営・管理と財務				
基準項目5－1 経営の規律と誠実性				
【目指す状態】 組織倫理に関する規則を設け、それらに基づき、適切な運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①経営の規律を維持するための取り組み、環境保全・人権・安全に配慮した取り組みを行っているか。	5-1-①～③	・2024年9月3日開催の理事会において学校法人香川栄養学園内部統制システム整備基本方針を制定した。基本方針に従い監査環境の整備として内部監査室を新設することを役員会で調整し常任理事会で審議決定した。 ・防災関係規定等を整備して組織的な防災対策に取り組んでいる。また、防災訓練を年1回以上実施して意識啓発と有事の際の行動確認を行っている。	・内部統制システム整備基本方針に従い内部統制システムの整備を推進していく。 ・環境変化により災害事象が変化しつつあることから、情報の収集に努め様々な危機を想定したリスク防止を図る。	・2025年4月より内部監査室を新設し監査環境の整備を促進する。 ・安全安心な施設整備を図り、防災対策管理規程等を見直し、坂戸市地域防災計画に合致した計画を2025年度中に策定する。
基準項目5－2 理事会の機能				
【目指す状態】 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、理事会の運営を適切に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①意思決定できる体制を整備し、適切に機能しているか。	5-2-①	理事会で審議決定した内容は、直後の部長会で報告している。 部長会では、迅速な決定事項の執行が行われている。	内部統制システム整備基本方針に従い内部統制システムの整備を推進していく。	2025年4月より内部監査室を新設し監査環境の整備を促進し経営規律維持の課題検証を行う。
基準項目5－3 管理運営の円滑化と相互チェック				
【目指す状態】 法人組織と教学組織のそれぞれにおいて管理運営体制が機能し、円滑な意志疎通と連携のもと、実効性のある大学運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①管理運営体制が全体として円滑かつ有効に機能しているか。	5-3-①～②	常任理事会構成員は、学内理事と監事により構成されている。 学内理事は、理事長、常務理事（業務執行理事）、及び大学副学長で構成されている。	内部統制システム整備基本方針に従い内部統制システムの整備を推進していく。	2025年4月より内部監査室を新設し監査環境の整備を促進し適切な管理運営体制の課題検証を行う。

基準項目5－4 財政基盤と収支				
【目指す状態】 人口減少が進む社会において、中長期的な計画に基づき、財務運営を行い、安定した財務状況を維持している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①将来的な見通しをもって、財務運営を行っているか。	5-4-①～②	直近2023年度の事業活動収支計算書及び2025年度事業活動収支予算書より、基本金組入前収支差額、教育活動収支差額を確認している。	2023年度決算では基本金組入前収支差額は収入超過であるものの教育活動収支差額は支出超過であったため収支均衡のため従来以上に支出抑制を目指す必要がある。入学者の減少傾向が続いている現状を踏まえ、補助金等の外部資金や寄付の獲得、資産運用等を含めた収入増を図る。	2025年度予算では、部署別の直近2023年度支出実績の10%減を予算編成基本方針で求めることとした。収入面では、学生確保のほか、外部資金獲得策等により増収を図る。予算策定開始時には、既に2025年度の計画が決定済であった為に削減額が目標に達しなかった事業については2025年度内に翌年度以降の経費削減の検討を新年度の当初から始めるよう学内に依頼した。
基準項目5－5 会計				
【目指す状態】 ・会計処理を適正に実施し、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①必要な規則や体制を整備し、適切かつ厳正に実施しているか。	5-5-①～②	インボイス制度や電子帳簿保存法を含め制度改正に対応していることを確認した。2025年度施行の私立学校法改正にあたり経理規程の改訂を行った。私学法改正により会計監査人の専任・解任に関する規程が整備されたことを確認した。	2025年度からは新私学法に基づき会計監査対象となる計算書類が増加することを踏まえ、対応のための準備を行う。文科省から示された方針により引当金を積むべき対象も追加されたことから2025年度においてその対応を進める。	会計監査対象となる計算書類等や引当金の計上の仕方については監査法人と意見交換しながら必要な対応を行う。これまで積まれていなかった引当金の組入に際しては必要に応じ補正予算を組むことも含め適切に対応する。
【長所・特色】				
○法人の運営及び会計の処理については、法改正にあわせて適切に対応している。				
【基準5 総括】				
○活動の適法性・妥当性を担保する監査など、必要とされる規則や体制を整えて大学と法人の運営を行っている。 ○社会情勢が大きく変化していくことを見据えた中長期的計画、法人と大学が一体となって意思決定から執行までを行える管理運営体制、各種経費の節減と教育研究の魅力開発が両立できる財務運営体制の整備を図る。				

基準6 内部質保証				
基準項目6－1 内部質保証の組織体制				
【目指す状態】 内部質保証に全学的視点で、恒常的に取り組むことのできる組織体制を整備している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①内部質保証のための組織体制を整備しているか。	6-1-①	自己点検・評価を通じて、教育研究の水準の維持・向上を図ることを方針とし、内部質保証推進委員会のもとで取り組む体制を整備している。2022年度活動を対象に実施した「2023年度自己点検・評価」の結果を踏まえ、委員会において優先課題を抽出し、学長に提示した。	自己点検・評価の結果を踏まえた課題の共有などに一定の成果があるため、今後も現体制のもと着実に活動を続ける。	自己点検・評価により確認された優先課題は、学長を通じて法人とも共有し、必要に応じて予算措置に繋がられるよう、次回は2025年9月を目途に取りまとめる。
基準項目6－2 内部保証のための自己点検・評価				
【目指す状態】 自己点検・評価を効率的・効果的に行い、その結果を検証して改善・向上を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価を効率的・効果的に行い、その結果を社会へ公表しているか。	6-2-①～②	日本高等教育評価機構が提示する第4期認証評価の項目をもとに、学内の各部署に対し、2026年度に実施する「2025年度自己点検・評価」の項目をあらかじめ提示し、以降の作業が効率的・効果的に進むよう工夫した。2023年度自己点検・評価報告書は、常任理事会を経て、2024年10月に学園HPで公開した。	学内の各部署に提示した項目をもとに、本学にとって重点的に点検・評価すべき事項を精査する。	2026年度に行う自己点検・評価に向けて、2025年10月を目途に自己点検・評価項目を整理し、内部質保証推進委員会において確認する。
基準項目6－3 内部質保証の機能性				
【目指す状態】 内部質保証の仕組みが機能し、本学らしい大学としての成長を遂げている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育の質の維持・向上に向けて、内部質保証の仕組みが機能しているか。	6-3-①	・2023年度より体制を改め、改善計画に掲げた事項に取り組んだ実績が見られるなど、内部質保証の仕組みは機能している。一方、一部署では対応が難しいと思われる事項については、内部質保証推進委員会において優先課題を抽出し、学長に提示した。 ・学生が就職した企業等327件を対象に学修成果の獲得状況を調査し、131件の回答を得た。12項目中、リーダーシップ能力を除く11項目で「満足・やや満足」が90%以上を占め、社会で活躍できる知識やマナーを修得していることを確認できた。	・現在の体制のもと、必要な改善が進むよう、活動を継続する。 ・企業等を対象に実施した調査結果を踏まえ、リーダーシップ能力、問題解決能力等を高める指導を検討する。	・内部質保証の仕組みは現状を維持する。予算措置が必要になる改善事項に備え、取りまとめは9月を目途に取りまとめを進める。 ・リーダーシップ能力等の伸長については、実習及び演習科目の指導において、学生の主体的な参画や運営を促進するなどの工夫を講じる。
【長所・特色】				
○内部質保証の体制と仕組みを整備、業務の合理化を図り、改善に向けた実効性が上がるよう工夫している。				
【基準6 総括】				
○2022年度大学機関別認証評価では6つある基準のうち3つの基準で優れた点としての評価を受けるなど、自己点検・評価活動jは適切に実施されている。 ○2023年度からは内部質保証推進委員会を発足させて、恒常的に内部質保証を機能させる体制、すなわち全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制の確立を図っている。				

基準A 社会連携・社会貢献				
基準項目A－1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づく、取組みの実施				
【目指す状態】 社会連携・社会貢献の方針のもと、様々な取組みが推進され、大学の教育研究成果が適切に社会に還元されている。				
〈評価項目〉	（視点）	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、その方針に基づき、取組みを実施しているか。	本学独自	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」に基づき、栄養学の実践を通じ、地域と連携して社会に貢献している。連携の基本方針及び具体的な取組事例は、ホームページに掲載して、広く周知している。 2024年度までの産官学連携の協定数は累計で149件(内訳は、企業・団体36件、自治体39件、高等学校54件、大学・研究機関等20件(うち海外大学5大学))となっている。その他、個別契約や受託研究事業を含めた連携事業は、2023年度から22件増加し、累計425件となった。 連携活動の実態と課題の改善に取り組む体制づくりとして主に連携活動を行っている教員4名に、学生の実学の場としての関りや本学の社会貢献としての取組み等について意見を聴取し、学生にとっては社会と繋がる良い機会にもなり、教育・研究の質の向上にも繋がっているとの回答を受けた。 プレスリリースについては2024年度で15件の発信を行い、メディア掲載に繋がるよう広く情報発信をした。 また、社会貢献活動の一環として講師を派遣する「香川綾記念講師派遣事業」の2024年度の実施状況は385件(前年度327件)、受講者数は約23,300人(前年度15,700人)となった。	地域や社会の新たな分野や領域との取組みや、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした連携活動を進めていく。連携活動を広く周知するために、プレスリリースの強化やホームページ、SNS等での情報発信を積極的に行っていく。社会連携の取組み以外にも、教員の関わる教育・研究分野の取組みにおいても、その概要とSDGsの17の目標に該当する項目をホームページで掲載・更新して広く周知している。 連携活動の取組は本学の社会貢献や学生の学びにおいても重要な一方、活動に関わる教員への負担が少なからずあることが分かった。今後においても教員からの意見を聴取し、実態の把握や課題の改善に取り組んでいきたい。	社会連携活動や教員の関わる教育・研究の取組みにおいて、プレスリリースでの情報発信をさらに強化していく。ホームページにおいては学園の今を伝える連携活動の取組を効率的・効果的に情報発信していくとともに掲載するコンテンツにおいても検討を行っていく。プレスリリースについても積極的に情報発信をしていくと共に、学内において情報提供の依頼や情報収集のあり方を検討していく。社会連携活動における課題の改善に向けて取り組む体制づくりを検討していく。
【長所・特色】				
○栄養学の実践を通して社会に貢献するため、地域や社会からの様々な要請に対応できるように連携・協力を推進している。また、本学独自の社会貢献活動である講師派遣事業も実施している。				
【基準A 総括】				
○社会連携の協定数及び活動数、講師派遣事業の実績数は着実に増加している。その内容は、適宜ホームページで発信している。				
【全体 総括】				
○建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組みについて点検・評価を行い、様々な工夫・改善を図っている。 ○今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と大学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。 ○本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させる教学マネジメント体制を確立していく。 ○社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。				

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

（趣旨及び目的）

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

（恒常的質保証への努力）

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

（内部質保証の推進体制）

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

（内部質保証推進委員会の構成）

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）大学副学長（教学担当）
- （2）短期大学部副学長
- （3）栄養学部長
- （4）大学院研究科長
- （5）短期大学部長
- （6）学長室長
- （7）坂戸教務学生部長
- （8）駒込教務学生部長
- （9）入試部長

(10) 総務部長

(11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

(1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定

(2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(3) 本学の自己点検・評価活動の統括

(4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案

(5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言

(6) 認証評価の受審に関する事項

(7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第 12 条 内部質保証推進委員会及び IR 推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2025 年 2 月 7 日

内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなならないことに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、関係部局はその状況を推進委員会に報告する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2024 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(令和 7 年度実施)

2025 年 2 月 7 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙(P4)の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2024 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等においては、2025 年 5 月 1 日現在を基準日とする。また、入試データについては 2025 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

（３）自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

（４）実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

（５）自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- （１）内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、4月25日(金)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。ただし、基準日を5月1日としている事項(上記1-(2)参照)については、5月9日(金)とする。

- ① 「目指す状態」について変更を要する場合、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイント並びに前回の「改善計画」の記載を踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別 紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室	学長事務課（学長室会議）、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課、経営戦略課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課